社保審 医療保険部会

第12回 ( H17.1.26 )

資料2

## 政府管掌健康保険の現状とその改革に伴う論点について

## 政管健保の特色:被保険者等

## 健康保険組合や共済組合に比べて、政管健保の 被保険者の平均標準報酬月額は低い。

(数字は平成14年度)

	政府管掌健康保険	組合健康保険			市町村国保	
			国家公務員共済	地方公務員共済	私学共済	
保険者数	1保険者	1674保険者	23共済組合	54共済組合	1事業団	3,224保険者
被保険者数	18,812千人	14,791千人	1,127千人	2,853千人	455千人	1 10171
加入者数	35,851千人	30,569千人	2,596千人	6,367千人	828千人	<b>}</b> 46,191千人
加入者平均年齢	37.1歳	34.0歳	39.7歳	42.9歳	40.8歳	52.8歳
平均標準報酬月額	28.7万円	37.0万円	41.2万円	45.3万円	37.9万円	
国庫負担	給付費の13.0% (老健拠出金·介護納 付金は16.4%)	基本的になし	なし	なし	なし	給付費等の50% 保険料軽減分の1/2等

各共済の加入者平均年齢は長期給付に係る数字 国庫負担には使用者としての国の負担は含まない

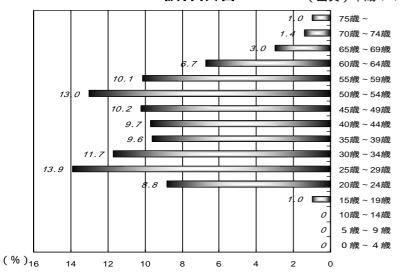


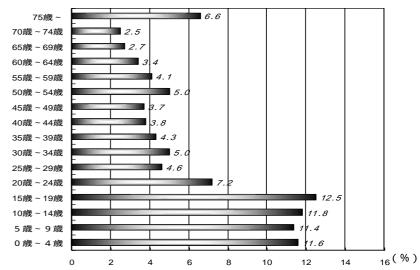
## 年齢階級別構成割合(政管健保)

被保険者

(出典)平成14年度健康保険被保険者実態調査報告

被扶養者



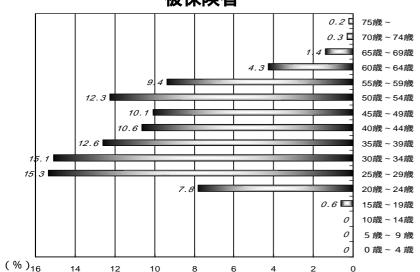


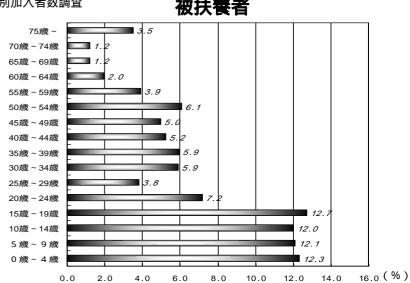
## 年齢階級別構成割合(組合健保)

## 被保険者

(出典)平成14年度年齢階級別加入者数調査

## 被扶養者

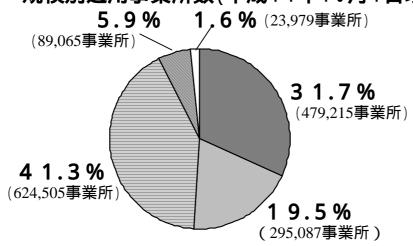




## 政管健保の特色 : 適用事業所の規模

## 政管健保の適用事業所には中小零細企業が多い。

## 規模別適用事業所数(平成14年10月1日現在)

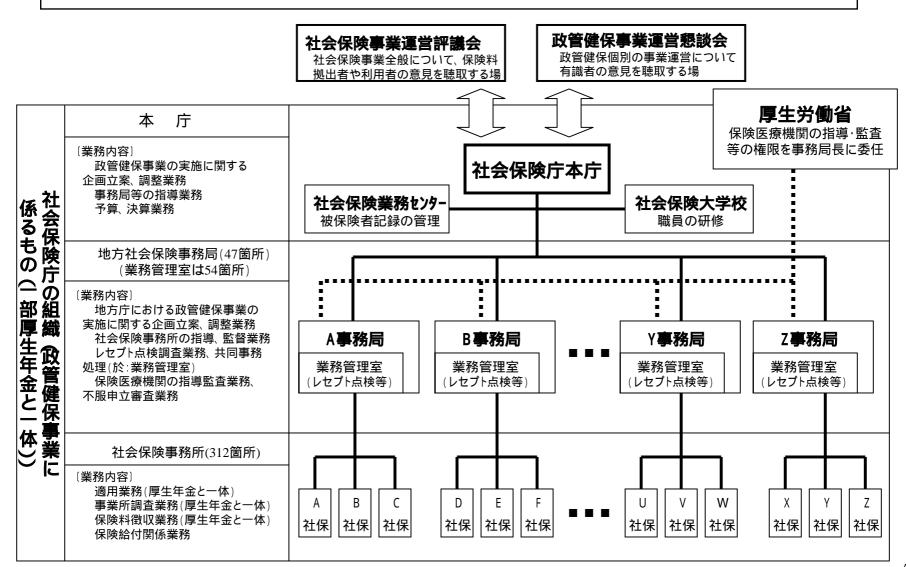


- ■従業員1・2人
- □従業員3・4人
- □ 従業員5~29人
- 従業員30~99人
- □従業員100人以上

## (参考)

従業員数	1・2人	3・4人	5~29人	30~99人	100人以上
政管健保	479,215	295,087	624,505	89,065	23,979
厚生年金保険	488,017	3 1 9 , 8 6 3	674,727	111,445	44,595

## 政管健保の概要 運営組織



## 政管健保の概要:社会保険庁の人員体制

部局名	業務内容	担当職員数
本庁内部部局	・政府が管掌する健康保険、厚生年金及び国民年金等の事業の実施に 関する企画立案、調整業務 ・地方支分部局の指導、監督業務	286人
社会保険業務センター	・厚生年金及び国民年金の支払業務 ・政管健保、厚生年金及び国民年金等の被保険者及び年金受給 権者記録の管理業務	5 7 9人
社会保険大学校	・社会保険職員の研修	19人
小 計		884人
地方社会保険事務局	<ul><li>・地方支分部局における政管健保、厚生年金及び国民年金等の事業の 実施に関する企画立案調整業務</li><li>・社会保険事務所の指導、監督業務</li><li>・不服申立審査、保険医療機関指導監査業務</li></ul>	3,634人
社会保険事務所	・庶務(管理)会計業務 ・適用業務(政管健保、厚生年金) ・事業所調査業務(政管健保、厚生年金) ・保険料徴収業務(政管健保、厚生年金)(注1) ・政管健保給付関係業務 ・年金給付関係業務(厚生年金、国民年金) ・国民年金適用業務 ・国民年金保険料徴収業務 ・船員保険関係業務	1,357人 1,400人 1,141人 1,386人 1,119人 3,652人 1,414人 1,439人 40人
小 計		16,582人
合 計		(注2)17,466人

注1 保険料徴収業務(政管健保、厚生年金)には児童手当拠出金徴収業務を含む。

注2 社会保険庁の平成16年度末定員は、17,466人である。

## 政管健保の概要 :保険料率(その1)料率変更等の経緯(昭和48年以降)

変更年月	保険料率(‰)	保険料率変更の形式	備考
昭和48年10月	72	法律改正	・厚生大臣が社会保険庁長官の申出を受け、社会保険審議会の議を経たうえで保険料率を調整する仕組みを導入。 ・法定定率国庫補助10%に加え、保険料率が7.2%を超えるときは、その超える保険料率0.1%につき0.8%の国庫補助が上乗せされる仕組み(以下「国庫補助率の連動制」という。)を導入。
昭和49年11月	76	厚生省告示	·国庫補助率13.2%
昭和51年10月	78	厚生省告示	·国庫補助率14.8%
昭和53年 2月	80	厚生省告示	·国庫補助率16.4%
昭和56年 3月	84	厚生省告示	·昭和55年法改正 国庫補助率の連動制廃止、料率調整範囲の上限8% 9.1%、国庫補助率16.4% 等
昭和56年11月	85	厚生省告示	·昭和57年法改正 老人保健制度の導入 等
昭和59年 3月	84	厚生省告示	·昭和54年度末累積債務の償還完了による保険料率の引き下げ。 ·昭和59年法改正 退職者医療制度の導入、本人一部負担金定率1割 等
昭和61年 3月	83	厚生省告示	・財政事情好転のため保険料率の引き下げ。
平成 2年 3月	84	厚生省告示	
平成 4年 4月	82	法律改正	·平成4年法改正 国庫補助率13.0%、中期的財政運営(5年)の仕組みの導入 積立金 事業運営安定資金(単年度収支差を調整する機能)導入。
平成 9年 9月	85	法律改正	·平成9年法改正 中期的財政運営期間の見直し5年 2年、本人一部負担金1割 2割 等
平成15年 4月	82	法律改正	・平成14年法改正 総報酬制の導入、本人一部負担金2割 3割 中期財政運営の見直し(2年ごとに概ね5年を通じて財政均衡を保つことができること を確認、公表する。) 等

注: 平成15年4月以降は総報酬ベース、それ以前は標準報酬月額ベース

## 政管健保の概要 :保険料率(その2) 料率変更のメカニズム

変更保険料率の 少な 改正による 保つことができるかどうかを確認 おおむね5年を通じ財政の均衡を を保つことができる料率を設定おおむね5年を通じ財政の均衡 くとも2年ごとに、 (5年間の中期財政運営) 分科会における審議 社会保障審議会 医療保険保険料率 社会保険庁長官が 厚生労働大臣に 保険料率の変更 の大臣告示による 下限の範囲内で 保険料率が 率変更の申出

## 政管健保の概要 :保険料率(その3) 平成17~21年の収支見込み

1 政管健保の5年収支の確認・公表の必要性について

健康保険法第160条第3項においては「少なくとも2年ごと」に一般保険料率がおおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができることを「確認し、その結果を公表する」こととされている。 現在の一般保険料率は平成15年4月から適用されていることから、平成17年3月末までに、 平成17~21年度の5年間についての収支見通しを確認し、公表する必要がある。

昨年12月に平成17年度概算要求時点の基礎係数等をベースに試算した5年収支の見通しを公表。

(被保険者数、医療費、賃金の伸び率等、試算の前提については、平成16年5月に公表された「社会保障の給付と負担の将来推計」と同様。)

## 2 5年の収支見通しの評価について

今回の試算によれば、平成19年度までは財政が均衡するため、ただちに保険料率を引き上げなければならないという状況にはない。

しかしながら、今の保険料率のままでは、この先制度改正等による医療費適正化の措置が講じられなければ、平成20年度には事業運営安定資金が枯渇するため、いずれ保険料率を引き上げる必要が生ずる 状況となっている。

いずれにせよ、この試算は概算要求時の数字を前提としたものであり、経済状況等により変動が生じうることに留意が必要。

## 政府管掌健康保険の収支見通し(医療分)

賃金の伸び: 給付と負担ベース(18年度2.0%,19年度2.3%,20年度2.7%,21年度2.1%)

保険料率

82 ‰

(単位:億円)

	区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	保険料収入 ( 医療分 )	60,100	61,300	62,500	64,000	65,100
歳	国庫負担 ( 医療分 )	7,900	8,100	8,200	8,500	8,800
入	その他	200	200	200	200	200
	計	68,200	69,600	70,900	72,700	74,100
	保険給付費	41,100	42,600	44,100	45,200	46,100
歳	老人保健拠出金	17,800	17,000	16,500	17,400	18,500
	退職拠出金	7,800	8,600	9,900	10,600	11,300
出	その他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	計	67,800	69,500	71,700	74,400	77,100
収支		400	100	700	1,700	3,000
事業	運営安定資金					
(	累積赤字)	1,600	1,700	1,000	700	3,700

- (注)1.平成17年度概算要求をベースとした政管健保(医療分)の収支見通しである。
  - 2.この試算においては、予備費は計上していない。

## 政府管掌健康保険の収支見通し(医療分)

賃金の伸び:給付と負担ベース 0.3%(18年度1.7%,19年度2.0%,20年度2.4%,21年度1.8%)

保険料率

82 ‰ (単位:億円)

			アアイナ	02	(十四・1817)	
	区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	保険料収入(医療分)	60,100	61,100	62,100	63,400	64,300
歳	国庫負担 ( 医療分 )	7,900	8,100	8,200	8,500	8,800
入	その他	200	200	200	200	200
	計	68,200	69,400	70,600	72,100	73,300
	保険給付費	41,100	42,600	44,100	45,100	46,100
歳	老人保健拠出金	17,800	17,000	16,500	17,400	18,500
	退職拠出金	7,800	8,600	9,900	10,600	11,200
出	その他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	計	67,800	69,400	71,600	74,300	76,900
収支	· :差	400	0	1,000	2,100	3,600
事業	運営安定資金					
(	累積赤字)	1,600	1,600	500	1,600	5,200

- (注)1.平成17年度概算要求をベースとした政管健保(医療分)の収支見通しである。
  - 2.この試算においては、予備費は計上していない。

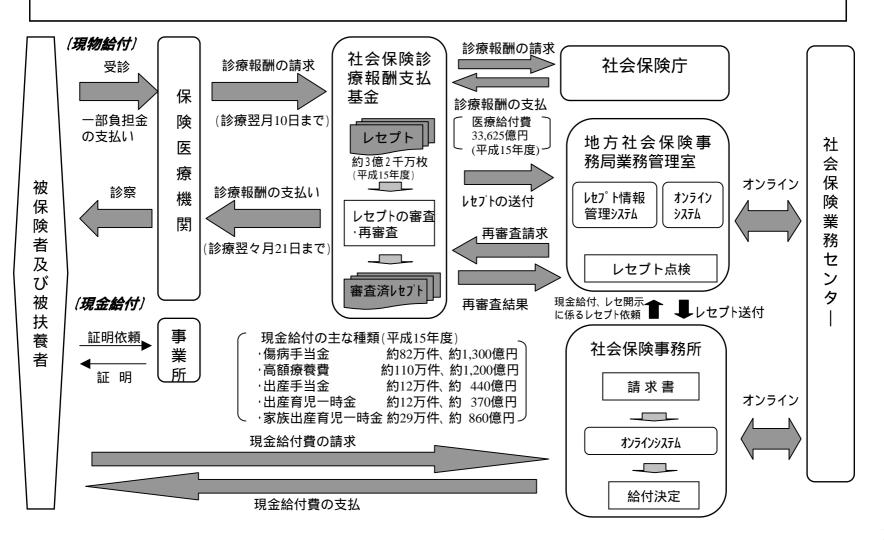
## 政管健保の概要 :財政収支の変遷

(単位:億円)

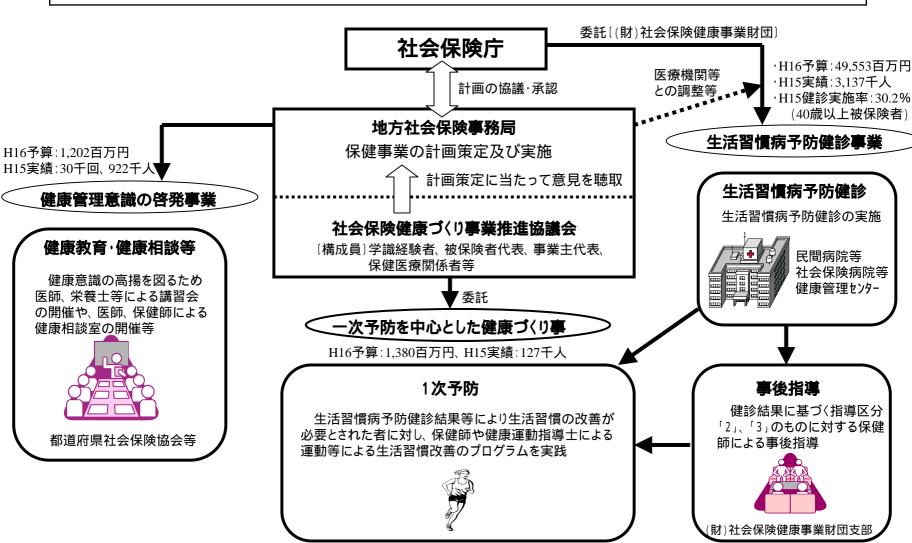
																	14 1 101 1 /
	×	<del>.</del>		分		平成4年度	平成 5 年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	保	険	料	収	λ	51,662	54,218	55,364	56,920	57,997	59,969	60,524	59,294	58,851	58,214	56,636	60,167
収	国	庫		補	助	7,688	6,793	7,260	8,809	9,227	9,028	8,980	9,597	8,878	9,057	9,091	8,321
入	そ		の		他	743	807	715	353	285	260	301	200	170	173	181	206
			計			60,093	61,818	63,339	66,082	67,509	69,257	69,805	69,091	67,899	67,444	65,909	68,695
	保	険	給	付	費	41,518	43,179	44,742	46,429	47,712	45,755	43,187	42,584	42,290	42,524	41,008	38,534
		医浆	寮 #	給付	費	37,371	38,764	40,142	41,591	42,818	40,786	37,892	37,432	37,221	37,634	36,331	33,625
١.		現:	金	給付	費	4,147	4,415	4,600	4,838	4,894	4,969	5,295	5,152	5,069	4,890	4,677	4,909
支出	老	人 保	健	拠 出	金	13,710	14,927	16,118	17,057	18,566	18,897	20,769	23,372	20,568	21,836	23,288	21,579
"	退	職者	給付	寸拠出	金	2,866	3,211	3,762	3,802	3,816	3,948	4,215	4,754	5,086	5,816	6,539	6,693
	そ		の		他	1,253	1,436	1,526	1,577	1,608	1,607	1,600	1,544	1,524	1,499	1,242	1,185
			計			59,347	62,753	66,148	68,865	71,702	70,207	69,771	72,254	69,468	71,675	72,077	67,991
274		<u> </u>	ПД	+	<u> **</u>							35					
単	年	度	収	支	差	746	935	2,809	2,783	4,193	950	34	3,163	1,569	4,231	6,169	704
国原	車補!	助繰延	又に	tそのi	医済	0	1,300	1,200	0	1,543	1,413	0	4,183	0	2,885	-	-
Į	事業	運営安	定資	資金残高	高	14,935	14,088	11,366	8,914	6,260	6,857	6,932	8,039	6,701	5,526	649	174
						(2.7%)	(1.8%)	(1.4%)	(1.3%)	(1.3%)	(0.7%)	( 1.1%)	( 1.3%)	( 0.3%)	( 0.7%)	( 2.1%)	( 0.9%)
	被化	呆険者	数			19,006,688人	19,341,237人	19,611,202人	19,862,968人	20,129,494人	20,263,623人	20,044,980人	, 19,778,274人	19,710,746人	19,564,396人	19,160,150人	18,989,053人
基	1/2	**** H	~~			(5.0%)	(3.7%)	(1.2%)	(0.8%)	(0.9%)	(1.1%)	(0.4%)	( 0.5%)	( 0.4%)	( 0.2%)	( 0.7%)	( 0.8%)
礎	<sub>平t</sub>	匀標準	超级	W日額		270,214円	280,089円	283,313円	285,633円	288,119円	291,377円	292,437円	290,853円	289,694円	289,112円	286,979円	284,544円
計	' `	2 IW-F	114/	11, 7 HX		( 4.6%)	( 6.8%)	( 3.3%)	( 2.5%)	( 0.1%)	( 1.5%)	( 6.8%)	( 4.1%)	( 1.5%)	( 3.9%)	( 4.2%)	( 3.3%)
数	平t	匀賞与	月数	Þ		2.40ヶ月	2.24ヶ月	2.16ヶ月	2.11ヶ月	2.11ヶ月	2.07ヶ月	1.93ヶ月	1.85ヶ月	1.83ヶ月	1.75ヶ月	1.68ヶ月	1.62ヶ月
XX				へ く当た!	)	(5.9%)	(2.0%)	(2.2%)	(2.3%)	(1.6%)	( 5.3%)	( 6.0%)	(0.1%)	( 0.2%)	(1.9%)	( 1.4%)	( 6.6%)
		<b>寮給付</b>				195,543円	199,484円	203,922円	208,692円	212,088円	200,784円	188,640円	188,912円	188,520円	192,062円	189,369円	176,906円

- (注1) 基礎計数は、一般被保険者分。
- (注2)()内は、対前年度伸び率。
- (注3) 内は、健康保険組合の解散に伴う承継財産を除外した場合の計数。
- (注4) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

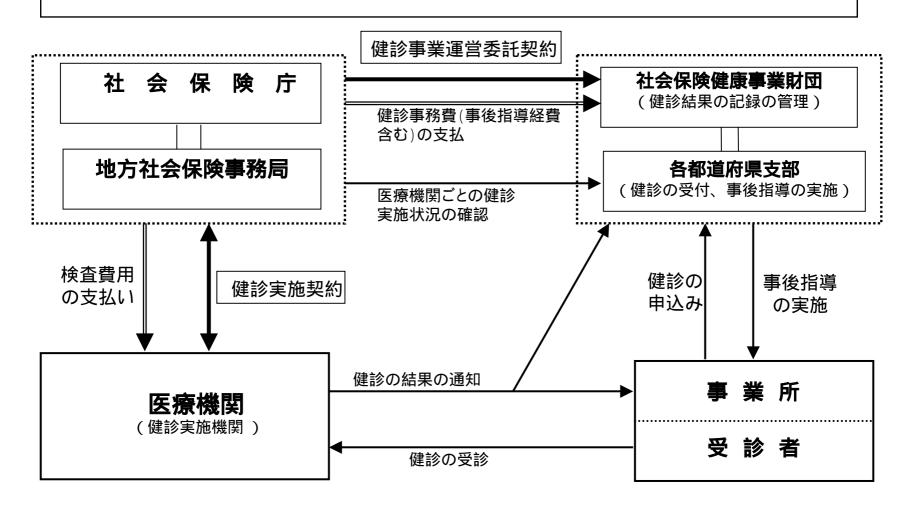
## 政管健保の概要 :保険給付業務



## 政管健保の概要 :保健事業(その1)



## 政管健保の概要 :保健事業(その2) 生活習慣病予防健診事業の流れ



## 政管健保の概要 :レセプト点検

## レセプト点検

縦覧点検

## 内容点検調査

点検効果(15') 12,791百万円 905千件

## 単月点検

# るレセプトについての診療内容に関する点検保険医療機関単位に一患者の複数月にわた

・診療内容が過剰であるものがない・漫然と長期にわたる診療が行われ単月点検と同じ着眼点のほか、点検の際の着眼点 かて

١١

か

等な

## 保険医療機関

(レセプトの提出)診療報酬の請求

## 診療報酬の支払い

社会保険診療報酬支払基金

**-務局事務センター庁** 

レセプトの送付

再審査請求

## 〔社会保険事社 会 保 険

(54ヶ所)

# 受給資格を有しているレセプトかどうかの点検

## 点検効果(15') 46,327百万円 3,469千件

資格点検調査

診療月等

## 点検方法

# 保険医療機関や受診者に対する照会と被保険者記録との突合レセプトの基本情報(被保険者証の記号番号、

## 第三者行為による事故、 によるレセプトかどうかの点検 業務上及び通勤災害の診療

外傷点検調査

点検効果(15')

11,447百万円

229千件

会を行う。ないかと疑われる受診者を特定し、負傷原因について照ないかと疑われる受診者を特定し、負傷原因について照レセプトに記載されている傷病名から事故等が原因では点検方法

## 枚についての診療内容に

## 関する点検

- ・投薬の用法、用量等の適正・初診料及び検査料の算定誤り・固定点数誤り点検の際の着眼点 1)

## 政管健保の現状の問題点

- 全国一律の運営で受益に応じた保険料負担になっていないのではないか(受益と負担の公平性)
- 医療費適正化や保健事業の展開が不十分ではないか (保険者機能の発揮)

なお、社会保険庁全体の問題として、以下が指摘されている。

- 事業運営に無駄があるなど非効率ではないか(効率性)
- 被保険者等の意見が反映されていないのではないか (自主性・自律性のある運営)

## 基本方針 において示されている改革の方向

健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づ〈基本方針(平成15年3月28日閣議決定)

政管健保については、事業運営の効率性等を考慮しつつ、財政運営は、基本的には、都道府県を単位としたものとする。

都道府県別の年齢構成や所得について調整を行った上で、保険料率の 設定を行う仕組みとし、国庫補助の配分方法の見直しや、被保険者等の 意見を反映した自主性・自律性のある保険運営が行われるような仕組みに ついて検討する。

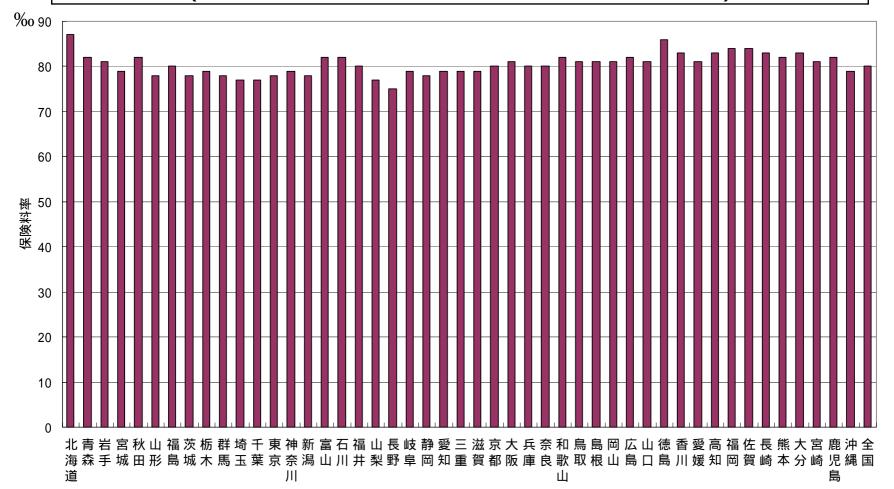
こうした取組を通じ、各都道府県単位で政管健保の健全な財政運営が 確保され、被保険者の適切な負担の下で、地域の実情に応じた医療サービスが保障される姿を目指す。

引き続き、政管健保の組織形態等の在り方について検討する。

## 都道府県単位化後のイメージ :全体像

## 政管健保 年齢構成・所得水準の格差に 着目した調整 A県 Z県 地域の医療費を反映 地域の医療費を反映 した保険料率の設定 した保険料率の設定 地域の実情に応じた 地域の実情に応じた 保健事業等の展開 保健事業等の展開 意見を反映 意見を反映 被保険者等で構成 被保険者等で構成 される組織(評議会等) される組織(評議会等)

## 都道府県単位化後のイメージ : 保険料率 平成13年度実績に基づ〈都道府県別保険料率の機械的試算 (平成16年2月医療保険部会提出資料より)



## 都道府県単位化後のイメージ : 保険料率 平成13年度実績に基づ〈都道府県別保険料率の機械的試算 (平成16年2月医療保険部会提出資料より)

		保険	料率			保険	料率			保険	料率
			順位				順位		_		順位
	全国計	80	-	16	富山	82	16	32	島根	81	22
1	北海道	87	1	17	石川	82	12	33	岡山	81	19
2	青森	82	14	18	福井	80	27	34	広島	82	11
3	岩手	81	17	19	山梨	77	45	35	山口	81	20
4	宮城	79	30	20	長野	75	47	36	徳島	86	2
5	秋田	82	9	21	岐阜	79	31	37	香川	83	5
6	山形	78	39	22	静岡	78	40	38	愛媛	81	21
7	福島	80	29	23	愛知	79	33	39	高知	83	8
8	茨城	78	41	24	三重	79	34	40	福岡	84	4
9	栃木	79	36	25	滋賀	79	37	41	佐賀	84	3
10	群馬	78	42	26	京都	80	25	42	長崎	83	6
11	埼玉	77	46	27	大阪	81	18	43	熊本	82	10
12	千葉	77	44	28	兵庫	80	26	44	大分	83	7
13	東京	78	38	29	奈良	80	28	45	宮崎	81	24
14	神奈川	79	35	30	和歌山	82	15	46	鹿児島	82	13
15	新潟	78	43	31	鳥取	81	23	47	沖縄	79	32

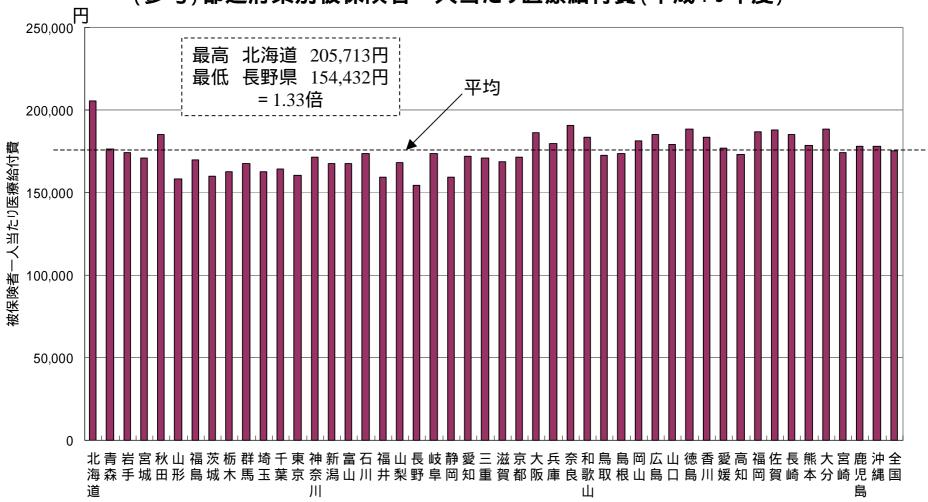
老健拠出金、退職拠出金、傷病手当金等の現金給付、保健事業に係る費用等の所要保険料率を

各都道府県で同一の料率とした上で、若人医療給付費分の保険料率(年齢・所得調整後)に加えている。

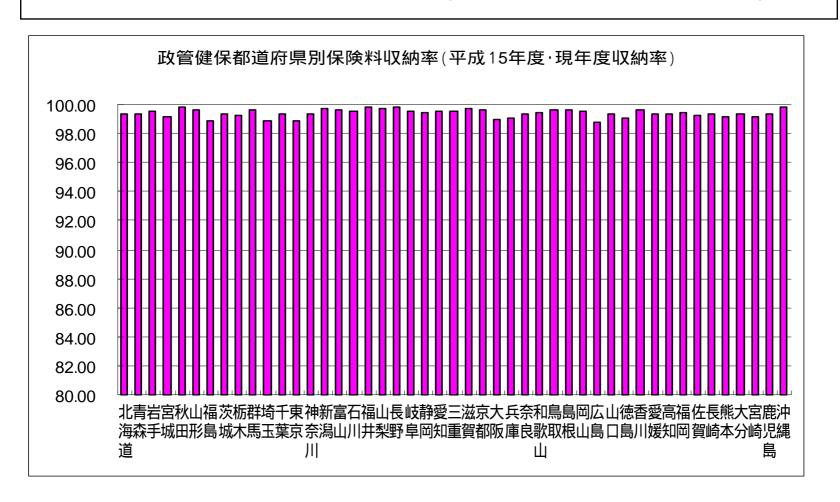
(老健拠出金分約23%、退職拠出金分約7%、傷病手当金等現金給付分約4%、保健事業に係る費用等分約2%)

- 注1.事業所所在地に着目して都道府県を区分している。
- 注2.保険料率は総報酬ベースである。
- 注3.四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (参考)都道府県別被保険者一人当たり医療給付費(平成15年度)



## 都道府県単位化後のイメージ : 保険料収納率 都道府県別保険料収納率(平成15年度現年度分)



## 都道府県単位化後のイメージ : 保険料収納率 都道府県別保険料収納率(平成15年度現年度分)

		現年度		現年度		現年度
		収納率		収納率		収納率
	全国計	99.29	16 富山	99.64	32 島根	99.63
1	北海道	99.38	17 石川	99.48	33 岡山	99.56
2	青森	99.29	18 福井	99.83	34 広島	98.79
3	岩手	99.56	19 山梨	99.74	35 山口	99.38
4	宮城	99.10	20 長野	99.81	36 徳島	99.07
5	秋田	99.82	21 岐阜	99.50	37 香川	99.61
6	山形	99.58	22 静岡	99.47	38 愛媛	99.38
7	福島	98.85	23 愛知	99.55	39 高知	99.38
8	茨城	99.30	24 三重	99.51	40 福岡	99.41
9	栃木	99.26	25 滋賀	99.68	41 佐賀	99.24
10	群馬	99.59	26 京都	99.66	42 長崎	99.36
11	埼玉	98.87	27 大阪	98.98	43 熊本	99.10
12	千葉	99.31	28 兵庫	99.03	44 大分	99.38
13	東京	98.87	29 奈良	99.36	45 宮崎	99.14
14	神奈川	99.35	30 和歌山	99.47	46 鹿児島	99.33
15	新潟	99.75	31 鳥取	99.59	47 沖縄	99.78

## 政管健保の改革に伴う主な論点 : 保険料率(その1)

## 各都道府県の保険料率の算定メカニズムをどうするか

例 各都道府県における医療給付費の見込みの立て方について、全国一律の方式を 定めるのか、あるいは都道府県ごとに自律的に見込みを立てるのか 等

## 各都道府県の保険料率の決定プロセスをどうするか

例 各都道府県ごとに労使等の意見を聴いた上で国が決定し、国会に報告する 各都道府県において労使等の合議体の議決により決定する (注)政管健保の組織形態の在り方により、議論が異なる。

## <検討する上でのポイント>

- ・保険料率の決定に対する立法による規制
- ・自主性・自律性のある保険運営
- ·保険料率の区分(医療分·介護分·保健事業分等の 区分の必要性)

## 政管健保の改革に伴う主な論点 : 保険料率(その2)

## 保険料率の上下限をどうするか

例 上下限は現行どおり法定とし、必要に応じて法改正を行う。 労使の合議体の議決による料率設定を前提として、上下限を撤廃する。

年齢・所得や医療費の地域差をどの程度まで保険料率に反映させるべきか(年齢・所得調整)

- <検討する上でのポイント>
  - ・保険料率の上下限に対する立法による規制
  - ・自主性・自律性のある保険運営
  - ・受益と負担の公平性
  - ・医療費の地域差と保険者努力との関係
  - ・事務の効率性

## 政管健保の改革に伴う論点 :国庫補助

## 都道府県間の国庫補助の配分方法

例 全都道府県に一律に配分する 年齢・所得調整を国庫補助の配分によって行う仕組みとする。 医療費適正化のインセンティブが働くような配分方法とする。

- <検討する上でのポイント>
  - ・国庫補助の位置付け
  - ・受益と負担の公平性
  - ・医療費の地域差と保険者努力との関係
  - ・事務の効率性

## 政管健保の改革に伴う主な論点 財政運営

会計経理の都道府県ごとの区分の在り方

中期財政運営の仕組みをどうするか

事業運営安定資金の在り方

(各都道府県ごとに管理運用/全国一本で管理運用)

資金不足時の対応の在り方

- <検討する上でのポイント>
  - ・会計経理の透明性の確保
  - ・安定的な財政運営の確保
  - ・事務の効率性

## 政管健保の改革に伴う主な論点:保健事業等

地域の実情に応じた保健事業等の展開のための意思決定プロセス・実施体制の在り方保険者協議会への参画保健事業等の財政の在り方

(保健事業等のための地域別の保険料率の設定·全国的な財政 調整等)

- <検討する上でのポイント>
  - ・自主性・自律性のある保険運営
  - ·都道府県ごとの自律的な事業展開を可能とするために 必要な医療専門職等のマンパワー等の確保
  - ・保健事業実施に当たっての全国的基準の設定の必要性

## 政管健保の改革に伴う主な論点:保険者組織

## 保険者組織の形態をどうするか (国、独立行政法人化その他の公法人化等)

- <検討する上でのポイント>
  - ・事業運営の効率性
  - ・自主性・自律性のある保険運営
  - ・被用者の受け皿としての機能の確保
  - ・国民の視点に立ったサービス提供の推進